

平成20年2月

秋田県後期高齢者医療広域連合議会  
定例会会議録

平成20年2月12日 開会

平成20年2月12日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会

## 議事日程第1号

平成20年2月12日（火曜日）午後2時30分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	議会運営委員の選任	
日程第4	一般質問	
日程第5	議案第1号	秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例を制定する件
日程第6	議案第2号	秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計条例を制定する件
日程第7	議案第3号	平成19年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件
日程第8	議案第4号	平成20年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件
日程第9	議案第5号	平成20年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

## 出席議員（17名）

3番	佐藤一誠	5番	児玉一
6番	柳田弘	7番	川口博
8番	佐藤亮一	10番	黒瀬喜多
11番	松田知己	12番	佐々木哲男
14番	藤原幸作	15番	吉岡興
16番	竹内睦夫	17番	佐藤峯夫
18番	武石善治	19番	田代孝彦
20番	阿部栄悦	21番	小柳勉
23番	佐藤安治		

---

## 欠席議員（5名）

1番	五十嵐忠悦	2番	小畑元
4番	鈴木俊夫	9番	渡邊彦兵衛
13番	加賀谷正美		

---

## 地方自治法第121条による出席者

広域連合長	佐竹敬久	副広域連合長	齊藤滋宣
副広域連合長	齋藤正寧	事務局長	最上徹
事務局次長	中村基	総務課長	松山徹
業務課長	仲山和法	会計管理者	平塚敦子

---

## 議会担当職員出席者

議会書記	石井忍	議会書記	柿崎弘樹
------	-----	------	------

---

## 午後2時30分 開会

○議長（竹内睦夫） 本日は、ご苦労様です。

本日の出席議員は、17名であります。よって、定足数に達しておりますので、これより、平成20年2月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

---

## 諸般の報告

○議長（竹内睦夫） この際諸般の報告をいたします。報告は朗読を省略いたします。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（竹内睦夫） 続きまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第80条の規定により児玉一議員、藤原幸作議員の2名を指名いたします。

---

## 日程第2 会期の決定

○議長（竹内睦夫） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日間と決定しまし

た。

---

### 日程第3 議会運営委員の選任

○議長（竹内睦夫） 続きます。日程第3、議会運営委員の選任を行います。

現在1名欠員となっております、議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第6条の規定により、21番小柳議員を指名したいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） ご異議なしと認めます。したがって、小柳議員が議会運営委員に就任することに決定いたしました。

ここで、議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

【午後2時34分休憩・午後2時37分開議】

○議長（竹内睦夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議会運営委員会において、副委員長に小柳勉議員が選任されておりますので、ご報告いたします

---

### 日程第4 一般質問

○議長（竹内睦夫） 次に、日程第4、一般質問を行います。

これまでに通告者は、ございません。

以上で、一般質問を終わります。

---

### 日程第5 議案第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例を制定する件から

### 日程第9 議案第5号 平成20年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件まで

○議長（竹内睦夫） 次に、日程第5、議案第1号、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例を制定する件から、日程第9、議案第5号、平成20年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件まで、以上の各案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

【佐竹敬久広域連合長 登壇】

○広域連合長（佐竹敬久） 平成20年2月広域連合議会定例会の開会に当たり、今定例会提出の条例案及び予算案について説明申し上げ、ご審議をお願いいたします。

提出案件の説明に入ります前に、制度施行までの準備状況と、平成20年度の重点事項について申し上げます。

はじめに、制度施行まで残すところ50日余りとなりましたが、現在の準備状況について、ご報告いたします。

被用者保険等の被扶養者に係る保険料徴収凍結については、昨年11月に、国からその概要の提示を受け、この2月6日に成立した、国の平成19年度補正予算において財源措置されたところであります。このことから、広域連合としましても国の動向を踏まえながら、関係予算及びシステム改修等の手続きを市町村とともに進めて参ります。

次に、市町村との連携についてであります。各市町村では、この2月又は3月の定例議会に、後期高齢者医療に関する条例を提案していただくこととしておりますが、この条例により、市町村において後期高齢者医療の保険料を徴収していただくこととなります。また、全県で統一された運用を図るための各種要綱や基準等の策定については、市町村と協議を重ねてきており、現在、最終調整を行っているところであります。

次に、広報事業についてであります。制度の仕組みや先の11月定例会において議決いただいた保険料率については、現在、リーフレット等により周知に努めております。3月末には被保険者証が送付されることから、このことについても、新聞、テレビ、市町村広報紙等を活用した広報を実施して参ります。

続いて、平成20年度の重点事項について申し上げます。

1点目は、市町村との連携についてであります。広域連合と市町村は、役割を分担しながらも緊密な連絡調整を図り、広域行政の円滑な運営にあたる必要があります。全県統一された運用や電算処理システムのネットワーク化などにより、効率的かつ迅速な事務処理を行うとともに、正確な情報の共有化を図るなど関係市町村との連携を強化して参ります。

2点目は、広報事業についてであります。これまでも様々な広報媒体を使い制度の周知に努めて参りましたが、平成20年度においても引き続き、県、市町村、関係機関と連携を図りながら積極的に広報事業を推進して参ります。

3点目は、運営体制の検証についてであります。広域連合の組織や財政等については、限られたスケジュールの中で創設してきたものであり、制度施行後においては、課題を整理しながら運営全般の検証が必要と考えております。この結果、必要なものについては、見直し等も含めて検討を進めて参ります。制度開始までの準備事務や施行後の運営に対し、万全を期して取り組んで参りますので、引き続き議員各位のご支援とご協力をお願い申し上げます。

さて、今定例会には、条例案2件、補正予算案1件及び平成20年度予算案2件を提出いたしております。

まず、条例案について説明申し上げます。

後期高齢者医療制度臨時特例基金条例を制定する件は、被用者保険の被扶養者に係る激変緩和措置に対応することから、基金を設置する必要があるため制定しようとするものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計条例を制定する件は、後期高齢者医療に関する収入及び支出について、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理するため制定しようとするものであります。

続いて、平成19年度一般会計補正予算案について説明申し上げます。これは、電算処理システムの契約確定、及び激変緩和措置に関する国の補正予算に対応した補正を行うものであります。これによる補正額は、歳入歳出それぞれ6億1,461万1,000円を追加し、総額で9億8,461万1,000円としております。

続いて、平成20年度予算案について説明申し上げます。まず、一般会計についてであります。市町村の厳しい財政事情に配慮しつつ、運営経費や人件費については、広域行政のスケールメリットを十分に生かした予算編成を行ったものです。これにより、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,000万円としております。

最後に、特別会計についてであります。後期高齢者医療に必要な保険給付費等について、これまでの

老人医療給付費等の実績を基に予算編成を行ったものです。これにより、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,201億7,300万円としております。

以上、説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹内睦夫） これより、議案の概要説明を求め、その後、質疑を行います。

なお、質疑にあたっては、挙手の上、起立によって発言して下さるようお願いいたします。

まず、議案第1号の概要説明を求めます。事務局長。

【最上徹事務局長 登壇】

○事務局長（最上徹） 議案第1号についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。議案第1号、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例を制定する件であります。

本条例は、後期高齢者医療制度の円滑な施行を目的とした、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金の設置に当たり、必要な事項を定めるため制定しようとするものであります。臨時特例基金は、被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額のための財源、及びその減額に関する広報啓発に要する費用等の財源に充てるために設置するものであります。この措置は、平成20年度のみの特例措置となっており、その内容は、被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料の徴収を平成20年4月から9月まで凍結し、平成20年10月から平成21年3月までは保険料の均等割額を9割軽減するものとしております。

3ページをお開きください。

本条例の内容としましては、設置の目的、基金の額、管理、運用益の処理及び繰替運用に関する規定のほか、基金を処分できる場合として、特例措置の実施に伴う保険料の減額の財源に充てる場合、及びこの特例措置に関する広報啓発に要する費用等に充てる場合とすることなどを定めるものであります。

さらに、附則においては、施行期日及び条例の失効について定めるものであります。

この条例は、平成20年度限りの特例措置のための基金に係るものであることから、精算事務が完了する平成22年3月31日限りで失効し、基金に残額があるときは国庫に納付するものとしております。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹内睦夫） 説明が終わりましたので、これより議案第1号に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 質疑なしと認めます。これをもって議案第1号に対する質疑を終了いたします。

続きまして、議案第2号の概要説明を求めます。事務局長。

【最上徹事務局長 登壇】

○事務局長（最上徹） 議案第2号についてご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きください。議案第2号、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計条例を制定する件であります。

本条例は、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計の設置に当たり、必要な事項を定めるため制定しようとするものであります。

7ページをお開きください。

内容としましては、後期高齢者医療制度の開始に伴い、後期高齢者医療の事業を、事務局運営経費や職員人件費等の一般会計と区分して経理するため、特別会計を設置することを定めるものとしております。

附則においては、施行期日を平成20年4月1日と定めるものであります。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹内睦夫） 説明が終わりましたので、議案第2号に対する質疑を行います。  
質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 質疑なしと認めます。これをもって議案第2号に対する質疑を終了いたします。  
続きまして、議案第3号の概要説明を求めます。事務局長。

【最上徹事務局長 登壇】

○事務局長（最上徹） 議案第3号についてご説明申し上げます。

議案書の9ページをお開きください。議案第3号、平成19年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、国の平成19年度補正予算において、被扶養者に係る後期高齢者医療保険料負担の激変緩和措置が講じられることへの対応、並びに広域連合電算処理システム等の契約執行に伴う差金、及び臨時職員人件費の減額に伴うものであります。

第1条は、歳入歳出に、それぞれ6億1,461万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ9億8,461万1,000円とするものです。

第2条は、債務負担行為として新たに設定するものです。

続きまして、10ページをお開きください。

補正の内容であります。歳入において、1款分担金及び負担金は、契約の差金及び人件費の減に伴い980万2,000円を減額しております。

2款国庫支出金は、国から提示された額を基に6億2,400万円を増額しており、同額を後期高齢者医療制度臨時特例基金に積立てするものであります。

4款繰越金は、平成18年度の決算剰余金41万3,000円を全額計上しております。

続きまして、11ページの歳出をご説明申し上げます。

歳出においては、2款総務費において、臨時職員1名減に係る経費として183万1,000円を減額しております。

3款民生費において、臨時特例基金積立金の増額と、広域連合電算処理システムに係る契約差金の減額の計で6億1,644万2,000円を増額しております。

続きまして、12ページをお開きください。

債務負担行為につきまして新たに2件設定するものです。

派遣職員宿舍借上料（平成19年度設定）は、期間を平成19年度から平成20年度として、限度額を560万8,000円とするものであります。これは、各市町村からの派遣職員について、自宅から通勤することが困難な職員のために宿舍を借り上げるもので、3月中に賃貸住宅会社と契約する必要があるため設定するものです。

電算処理システム運用作業業務委託（平成19年度設定）は、期間を平成19年度から平成20年度として、限度額を2,542万1,000円とするものであります。これは、4月1日からの制度開始に伴い、運用作業業務委託の準備行為を3月から行う必要があるため設定するものです。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹内睦夫） 説明が終わりましたので、これより議案第3号に対する質疑を行います。  
質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 質疑なしと認め、これをもって議案第3号に対する質疑を終わります。

引き続き、議案第4号及び議案第5号については、それぞれ関連がございますので、両議案を一括して

概要説明を求めます。事務局長。

【最上徹事務局長 登壇】

○事務局長（最上徹） 議案第4号及び議案第5号を一括してご説明申し上げます。

議案書の21ページをお開きください。議案第4号、平成20年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算であります。

第1条は、一般会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ4億5,000万円とするものであります。

続きまして、22ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算であります。歳入より順にご説明申し上げます。

1款分担金及び負担金は、4億4,999万6,000円とするものであります。広域連合を運営するための事務経費や職員人件費等の経費は、広域連合規約に基づき、構成市町村から均等割10%、人口割50%、後期高齢者人口割40%の割合で負担していただくものです。

2款繰越金は、1,000円の存置としております。

3款諸収入は、3,000円とするものであります。預金利子は1,000円、雑入は2,000円を計上しております。

以上、歳入の合計は、4億5,000万円となっております。

続きまして23ページ、歳出をご説明申し上げます。

1款議会費は、105万9,000円とするものであります。議員報酬、費用弁償及び会議開催経費を計上しております。

2款総務費は、2億2,342万9,000円とするものであります。

1項総務管理費は、2億2,309万1,000円で、事務局運営経費及び職員人件費等を計上しております。

2項選挙費は、5万8,000円で、選挙管理委員会委員報酬及び事務経費を計上しております。

3項監査委員費は、28万円で、監査委員報酬及び事務経費を計上しております。

3款民生費は、2億2,392万2,000円とするものであります。医療制度を運営するための事務経費は、市町村からの負担金で賄うこととされており、この全額を後期高齢者医療特別会計へ繰出し、広域連合電算処理システム運営経費等に充てるものです。

4款予備費は、159万円とするものであります。

以上、歳出の合計は、4億5,000万円となっております。

次に、39ページをお開きください。議案第5号、平成20年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算であります。

第1条は、特別会計の予算総額は歳入歳出それぞれ1,201億7,300万円とするものであります。

第2条は、一時借入金（借入れ）の最高額は、100億円とするものであります。

第3条は、歳出予算の流用できる場合は、保険給付費の同一款内での流用とするものであります。

続きまして、40ページの第1表、歳入歳出予算をご覧ください。歳入より順にご説明申し上げます。

1款市町村支出金は、202億3,381万5,000円とするものであります。市町村からの後期高齢者医療保険料及び療養給付費等定率負担分などであります。

2款国庫支出金は、406億4,025万7,000円とするものであります。

1項国庫負担金は、286億1,405万9,000円で、療養給付費等の定率負担分及び高額医療費の国負担分を計上しております。

2項国庫補助金は、120億2,619万8,000円で、被保険者の所得格差による広域連合間の財政不均衡を是正することを目的とした普通調整交付金、及び災害その他の特別な事情を考慮して交付され



る特別調整交付金を計上しております。

3 款県支出金は、9 7 億 8 7 0 万円とするものであります。療養給付費等の定率負担分及び高額医療費の県負担分を計上しております。

4 款支払基金交付金は、4 8 4 億 4, 1 8 5 万 2, 0 0 0 円とするものであります。療養給付費の現役世代からの負担分として、社会保険診療報酬支払基金を通じて交付されるものです。

5 款特別高額医療費共同事業交付金は、9 億 2, 4 4 4 万 6, 0 0 0 円とするものであります。著しく高額な医療費の発生による財政影響を緩和するため、各広域連合からの拠出金を財源として財政調整を行い交付されるものです。

6 款繰入金は、2 億 2, 3 9 2 万 3, 0 0 0 円とするものであります。

1 項一般会計繰入金 2 億 2, 3 9 2 万 2, 0 0 0 円は、広域連合電算処理システム関連経費及び業務関連事務費等として、一般会計から繰入れるものであります。

2 項臨時特例基金繰入金は、被扶養者の保険料の減額分に充当するために臨時特例基金から繰入れすることとしておりますが、繰入額の算定ができないため、1, 0 0 0 円の存置としております。

7 款県財政安定化基金借入金は、1, 0 0 0 円の存置とするものであります。

8 款諸収入は、6, 0 0 0 円とするものであります。1 項延滞金、加算金及び過料、2 項預金利子及び 3 項雑入は、それぞれ存置計上としております。

以上、歳入の合計は、1, 2 0 1 億 7, 3 0 0 万円となっております。

続きまして 4 1 ページの、歳出をご説明申し上げます。

1 款総務費は、2 億 1, 8 5 6 万 2, 0 0 0 円とするものであります。

1 項総務管理費は、2 億 1, 8 4 3 万 6, 0 0 0 円で、業務に係る事務経費を計上しております。

2 項賦課徴収費は、1 2 万 6, 0 0 0 円で、賦課徴収管理に係る事務経費を計上しております。

2 款保険給付費は、1, 1 7 8 億 9, 6 4 3 万 4, 0 0 0 円とするものであります。

1 項療養諸費は、1, 1 6 3 億 4, 0 0 2 万 2, 0 0 0 円で、療養給付費、療養費、特別療養費、移送費及び審査支払手数料を計上しております。

2 項高額療養諸費は、1 0 億 2, 4 0 8 万 1, 0 0 0 円で、高額療養費及び高額介護合算療養費を計上しております。

3 項その他医療給付費は、5 億 3, 2 3 3 万 1, 0 0 0 円で、葬祭費を計上しております。

3 款県財政安定化基金拠出金は、6, 2 8 6 万 2, 0 0 0 円とするものであります。保険料未納や給付費増のリスクを軽減し、財政影響を緩和することを目的に、県に設置される財政安定化基金に拠出するものです。

4 款特別高額医療費共同事業拠出金は、9 億 2, 5 4 4 万 6, 0 0 0 円とするものであります。共同事業拠出金のほか、共同事業事務費を計上しております。

5 款保健事業費は、3 億 2, 4 3 9 万 6, 0 0 0 円とするものであります。市町村が行う後期高齢者の健診事業に対する補助金として計上しております。

6 款公債費は、1, 5 7 1 万 5, 0 0 0 円とするものであります。保険給付費支払いの資金不足に備えて、一時借入金の利子を計上しております。

7 款諸支出金は、1, 0 0 0 円の存置としております。

8 款予備費は、7 億 2, 9 5 8 万 4, 0 0 0 円とするものであります。

以上、歳出の合計は、1, 2 0 1 億 7, 3 0 0 万円となっております。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹内睦夫） 議案第 4 号及び議案第 5 号の概要説明が終わりましたので、両議案に対する質疑を

行います。

質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 質疑ない様でございますので、これをもって、議案第4号及び議案第5号に対する質疑を終わります。

これより、各議案、順次、討論、採決を行います。

まず、議案第1号、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例を制定する件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 討論ない様でございますので、これをもって、本案に対する討論を終了いたします。

これより、採決いたします。議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第2号、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計条例を制定する件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 討論なしと認め、これをもって、本案に対する討論を終わります。

これより、議案第2号に対する採決を行います。議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、平成19年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 討論なしと認め、これをもって、本案に対する討論を終わります。

これより、議案第3号を採決いたします。議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、平成20年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 討論なしと認め、これをもって、本案に対する討論を終わります。

これより、議案第4号に対する採決を行います。議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、平成20年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

○議長（竹内睦夫） 23番。

○23番（佐藤安治） 議案第5号に賛成の立場から討論させていただきます。

先ほど、広域連合長から重点事項として3点申し上げられました。

私どもの市町村の窓口が、この制度の実際的な住民の窓口となる訳です。特に国保、老人医療、介護というのは、市町村が事業主体となっている訳ですが、この後期高齢者については全县統一ということになりまして、非常に住民の方々からは、統一した制度に対して不安があるということです。

市町村は、今、3月定例会の開催時期ですが、ほとんどの一般質問が、この後期高齢者の問題が挙げられております。初めての事業ですので、それぞれの戸惑いや不安がある訳ですが、特にこの全县統一ということになりますと、非常に被保険者については、今までとあまりにも遠い存在の様な制度になる訳です。負担増にもなるし、色々な面で不安になっているというようなことでありますので、どうか広域連合長がお話されましたように、そういうことの趣旨を、そういうことの広報活動を十分にやっていただくことをお願いしたいと思います。

特に保険料の事業の運用面でありますけれども、保険料の減免制度であるとか、それから、資格証明書の関係とか、そういったものが、特に窓口の相談活動の中にどういう取り組みがされていくのかという様なことがある訳でございます。そういう面で、非常に不安を持っておるといことが顕著になってきていますので、そういうものを含めて、広域連合長の3点目には、今後の課題を整理しながら見直しを含めて検討して参るということですので、何とかそういう面では、公平中立な、慎重な配慮をしながら、この事業を進めていただきたいということを申し上げまして、賛成の立場からの討論にしたいと思います。以上です。

○議長（竹内睦夫） 次に、反対討論はございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 次に、賛成討論はございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 討論なしと認めます。これをもって、本案に対する討論を終了いたします。

これより、採決いたします。議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議された事件は、全て終了いたしました。

## 広域連合長のあいさつ

○議長（竹内睦夫） ここで、この際、広域連合長から発言の申し出がありますので、発言を許します。広域連合長。

【佐竹敬久広域連合長 登壇】

○広域連合長（佐竹敬久） 閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

今定例会に提出しました条例案、補正予算案及び平成20年度予算案について、いずれも適切にご決定

をいただき、ありがとうございました。本年4月からの円滑な制度運営に向け、今後とも全力を尽くす所存でありますので、議員各位のなお一層のご協力をお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。ありがとうございます。

---

## 閉 会

○議長（竹内睦夫） これで、平成20年2月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時12分 閉 会

---

地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第2項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長 竹 内 睦 夫

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員 児 玉 一

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員 藤 原 幸 作